

令和7年度 第4回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和7年8月5日（火）15時00分～16時43分
開催場所	横浜市役所18階 なみき9・10・11・12会議室
出席委員	奥委員（会長）、中西委員（副会長）、上野委員、大島委員、片谷委員、菊本委員、酒井委員、田中修三委員、藤井委員、藤倉委員、水嶋委員、山口委員、横田委員
欠席委員	稻垣委員、田中伸治委員
開催形態	公開（傍聴者4人）
議 題	1 (仮称) 新根岸地区土地区画整理事業（米軍返還前） 計画段階配慮書について
決定事項	・審査会会長、副会長を選出する。
議事	
1	横浜市環境影響評価審査会委員改選に伴い会長、副会長を選出した。 審査会会长に奥委員、副会長に中西委員が選出された。
2	議題
(1)	(仮称) 新根岸地区土地区画整理事業（米軍返還前） 計画段階配慮書について
ア	意見聴取の依頼
イ	計画段階配慮書に係る手続について事務局が説明した。
質疑	特になし
ウ	計画段階配慮書について事業者が説明した。
エ	質疑
【奥会長】	御説明ありがとうございました。それでは、ただいま御説明のありました内容について、委員の方から御質問、御意見がありましたらお願ひしたいと思います。
	本日、御欠席の稻垣委員と田中伸治委員から何か事務局の方で、事前に御意見等を預かっていますか。
【事務局】	事務局でございます。本日、御欠席の稻垣委員より、質問を承っております。事務局で読み上げさせていただいてもよろしいでしょうか。
【奥会長】	そうですね、ではまず、稻垣委員からの御質問を読み上げください。
【事務局】	承知いたしました。（稻垣委員からの御質問を）読み上げさせていただきます。
	計画段階配慮書「2.2 地域の概況」に様々な地図が掲載されていますが、返還前の計画区域においても、他の周辺のエリアと同様に、調査や区域指定を行い、結果を公表しているのか、御確認・御教示いただきたい。例えば、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域など。
	とのことでございます、以上でございます。
【奥会長】	ありがとうございます。事業者の方、ただ今の御質問に対して今、お答えいただける内容があればお願ひいたします。
【事業者】	質問をもう一度お願いしてよろしいですか。
	土砂災害警戒区域とか、急傾斜地崩壊危険区域については、県のホームページ、横浜市のGIS等で公表しております。
【事務局】	質問の内容としましては、地域の概況で様々な図の方が掲載されてお

りますけれども、返還前の計画区域であっても、他の地域と同様に、調査とか区域指定が行われていて、結果を公表しているのかというような御質問になっております。

【事業者】 例えは一つの例を挙げれば、土壤汚染対策法に関して言いますと、こちらの計画区域内においても区域指定がされており、公表されております。このような回答でよろしいでしょうか。

【奥会長】 それ以外はございますか。先ほど埋蔵文化財包蔵地もスライド中にありましたね。

【事業者】 そうです。ありがとうございます。

【奥会長】 そうした情報は今、配慮書の中の地図には落とし込まれていないわけですね。

【事務局】 事務局でございます。御質問の趣旨としましては、返還前の計画区域というのが、その他のエリアと同様に返還前であったとしても区域指定等が行われているかといった趣旨ではないかと考えております。

今の事業者からの説明ですと、返還前かどうかに関わらず、区域指定等が行われているものについては、配慮書の方に反映されているというようなことかと思いますが、よろしいでしょうか。

【事業者】 はい、そうです。

【奥会長】 反映されているのですね。具体的に、例えば土壤汚染対策法に基づく区域指定のところはどこにありますか。

【事業者】 (配慮書) 2-114 ページでございます。

【奥会長】 埋蔵文化財（包蔵地）の方はいかがですか。

【事業者】 (配慮書) 2-95 ページでございます。

【奥会長】 はい、ありますね。分かりました。稻垣委員には、事務局から今のようなお答えがあったということでお伝えいただければと思います。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 では他の御質問、御意見等をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。藤倉委員、お願ひいたします。

【藤倉委員】 建設発生土について教えていただきたいのですが、今さっき御説明いただいた概要のところ（スライド 57 ページ）では、場内再利用に努めるというのがあったと思います。配慮書で言うと 3-4 ページにあると思います。スライドにもどこかにあったかと思いますけれど、3-4 ページの一番下。それは結構なのですが、そのことを確認していただいたうえで、お伺いしたいのは、計画段階配慮書の本編の 1-14 ページに「1.3.4 本事業を実施する際の配慮（施工計画）」というのがあるのですが、一番下のパラグラフですね。そこには、最後の 2 行なのですけれど、「建設発生土は事業内再利用や他の公共事業等での再利用を図るとともに」とあって、施工計画の方では他の公共事業での再利用というのも書かれているので、どういう違いがあるのか、なぜ違うのかを教えていただきたいというのが質問です。

【奥会長】 では、今の御質問に対してお答えをお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

【事業者】 基本的には場内再利用を第一と考えております。それ以外でどうしてもということであれば、横浜市発注の他の公共事業での再利用を検討するというところでございます。

【藤倉委員】	ですから、施工計画では場内再利用ができるだけ努めるということは出てこないわけなのですけれど、どういう書き分けをされているのかを伺いたい。
【事業者】	特に書き分けて、何か意図があるわけではございません。 事業内再利用は努めるということが、あえて言うならば、施工計画の方に事業内再利用をまず第一に考えるということが抜けているということになるのかもしれません。意図としては、それはまず考えたうえで、他での流用、再利用も考えるという意図でございます。
【藤倉委員】	はい、分かりました。まだ計画段階配慮書ですので、そのように是非努める計画にしていただきたいのですけれど、一つの配慮書の中で書き方が違っていると、意図不明になりますので、十分整合性を保った書き方をしていただいて、実際にかなりアップダウンのある地形でしたけれども、場内再利用を原則としていただきたいと要望します。以上で結構です。
【奥会長】	ではただいまの御指摘については、気を付けて、同じ図書内の整合を図るということと、実際にしっかりと場内再利用を図るということで計画を立てていただくということをお願いいたします。 他はいかがでしょう。水嶋委員、お願いいいたします。
【水嶋委員】	横浜市立大学医学部の水嶋でございます。先ほど文教地区の計画について、横浜市大医学部が移転予定という記載があったと思うのですが、計画案があるというのは、教授会等で承知しておりますけれど、これはまだ本決まりではないと認識しているのですけれど、どういう状態になっているのでしょうか。
【事業者】	横浜市立大学の再整備に関しましては、計画を今検討しているというところだと我々としては認識しています。ただ、検討の方向性として市大医学部はこちで整備をするという方向で検討されているということで、それを想定しながら我々としては計画を立てているという、そういった状況でございます。
【水嶋委員】	本計画で決める内容ではなくて、確かに議会でも議論があるところと伺っておりますので、またその辺は状況に応じて正確に引用していただければと思います。よろしくお願いいいたします。
【奥会長】	他はいかがでしょうか。横田委員、お願いいいたします。
【横田委員】	はい、ありがとうございます。 事業計画の概要に風致地区の話が出てきているのですけれども、この風致地区の指定状況であるとか、形質変更の制限に関する記述みたいなものはどこかにありますか、というのが一つ御質問です。 次に、土地所有が民有地と国有地でモザイク状に分布しているということなのですけれども、今回の用途に即し宅盤の配置が、現状の宅盤ができるだけ改変しない形で、再配置できるという想定の計画なのか、どの程度そういった宅盤の造成計画の実現可能性があるとお考えなのか。それから、道路の密度などの検討はどのような形なのかそういったところをお伺いしたいと思いました。 3点目は、公園の拡充部分と西側のエリアの接続に関してなのですが、既存の共同使用地のところの道路の上は、様々な施設が残っているということで、そういった施設を残す前提での公園の拡張なのか、

裏の道路も含めてですけれども、施設の撤去を前提とされているのかとかですね。接続部分は盛土して何か南北の市街地が少し分断されているようにも見えるのですけれども、そういったところの現状の問題などは生じていないのかというところですね。そこは継続的に接続経路になる想定ということなのかを教えていただきたいと思いました。

はい、以上3点です。

【奥会長】 以上、大きく3点ですけれどもお答えをお願いいたします。

【事業者】 風致地区のこと、条例の規制とか宅地の造成等のところでございますけれども、(配慮書) 1-1 ページの表 1.1-1 の上から5番目ですけれども、「事業計画に係る許可等の内容」の中に、下から3番目、「木竹の伐採協議、宅地の造成等協議」の中に、「横浜市風致地区条例第2条」ということで記載させていただいております。

具体的な内容につきましては、現在土地利用の計画検討を行っておりますので、今後の計画の中で、深度化を図っていきたいと、このように考えているところでございます。

また(3点目に)質問のございました建築物を残すのかというところに関しましても、現在国との協議、調整等を行っているところでございます。以上でございます。

【事業者】 3点目補足しますが、建物等の取り扱いについては国と今後協議をするということにはなりますが、その土地利用をするにあたっては基本的には、将来的にそれはなくなる前提で考えていくということだと思っております。以上です。

【横田委員】 ありがとうございます。風致地区は、例えば地区の条件によっては緑地面積などの要件が異なってくるかと思いまして、具体的な指定の状況の地図がおそらくあると思いますので、情報として提供いただけた方が状況がより分かるかと思います。

【事業者】 (配慮書) 2-51 ページに風致(地区)の指定の状況の地図はございます。

【横田委員】 何ページでしょうか。

【事業者】 記載の場所としては2-50～2-51ページでございます。

【横田委員】 (計画区域の風致地区の種別は) 第3種ということですね。ありがとうございます。

【事業者】 先ほどの(質問の2点目の)宅盤の面積というのはいかがでしょうか。そこら辺の条件と申しますか、その辺りもまだ検討中というところでしょうか。

【事業者】 そこはまだ、今後検討するというところでございます。数値等に関しましては。

【横田委員】 そうすると、配置の議論ですとか、道路の接続のさせ方のようなところというのは、まだ不確定な部分があるという理解でよろしいのでしょうか。

【事業者】 そうですね。

それで、先ほどの御質問の中で南北が分断というのはどちらの、森林公園の部分の話でしょうか。

【横田委員】 森林公園と西側の大きいエリアを繋ぐところに少し盛土で(谷状のところを)横断するような部分があると思うのですけれども、こここの部分

のことを指していました。真ん中の少し細くなっているところです。

(配慮書 1-9 ページ 図 1.3-3 の中央付近) 赤いところ、真ん中の細くなっているところ。(a)の下のところ。

【奥会長】 (a)で囲まれているところの下の部分の一番細いところですか。

【横田委員】 そうです。この四角く、(a)の… (破線) が囲まれている左下の辺りの横断する道の話です。

【事業者】 その道路の計画に関しても、これから検討する、今も検討しておりますが、整理をするところでございます。

【横田委員】 分かりました。検討中ということですね。はい、承知いたしました。

【奥会長】 よろしいですか。横田委員。

【横田委員】 ひとまず、ありがとうございます。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは、中西副会長お願ひいたします。

【中西副会長】 はい、ありがとうございます。この間の視察も含めての意見なのですが、全体の地形が非常に複雑なところでして、特に内部は緩やかで良いのですけれども、この図 (配慮書 1-9 ページ 図 1.3-3) でいうと赤い線の際のところに大分、民地が入り込んでいて、かなり細分化された住宅などもギリギリまで来ていると思っております。そういう意味では、高低差、特に周辺地域との高低差への配慮というものが必要かと思っておるのですが、やや配慮事項の中では、それが少し薄いように見受けられまして、可能であればそういったことを盛り込んでいただきたいと考えております。

具体的には、スライドで言うと 43 ページの「(1) 計画地選定や施設配置等に当たり、周辺環境への影響を低減する」というところで一つ目

(①) に残土の話は出ているのですけれども、地盤高さを変えるときにというあたりで、周辺への配慮という観点ではあまりないように思いますので、計画区域内外の高低差に配慮したというところを、調和だけではなくて、安全性の観点からも考えていただいて、この段階に何がしか入れば良いというふうに思いました。

それからもう一つは、スライド 46 ページ目ぐらいになるかと思うのですけれども、(3)の安全性の点です。特に工事中にどういうふうになるか分かりませんが、ギリギリのところまで何かしなくてはならないとなると、その点が心配になるといいますか、安全上の配慮が必要になるかと思います。この①で、地下水とか地盤沈下とかはこの辺りではあまり関係ない気がするのですけれど、逆にここに高低差配慮みたいなところが入るとより現地に即した配慮になると感じております。

もし考えていることがあれば、補足の御説明があれば伺いますけれども、基本的にはこのような意見、御検討くださいと申し上げておきます。以上です。

【奥会長】 はい、いかがですか、今の御指摘に対しては。

【事業者】 御指摘事項は理解いたしました。実際、周辺との高低差の処理ですか、そういうものは計画をする上でしっかりと検討していきたいと思っておりますので、そこはしっかりと配慮いたします。

【中西副会長】 はい、当然配慮されると思いますけれども、配慮書に書いた方がいいという観点です。御検討ください。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

それでは今の点は私も少し気になったところがありました。スライドの 54 ページの(12)の①ですね。ここに表されているのが今の御指摘に通じる内容なのかと思ったところなのですが、そういう理解でよろしいですか。

【事業者】 そういったところも入ってございます。

【奥会長】 はい、ただ、宅地地盤の高さを周辺の住環境に配慮してと言っても、かなり西側は崖のようになっている部分があつたり、東側はさほどではないかもしませんけれども、どの程度、周辺の住環境に配慮した高さに、どこをどうするのかというのが全然想像がつかないものですから、(スライド 54 ページの) この(12)の①も、そもそもどの程度想定されているのかというところ、私も気になったところなのですけれども、いかがでしょうか。

【事業者】 詳細の検討というのはこれからまさに今やっているところでもあるのですけれども、どうしても斜面地の住宅街になりますので、基本的にはひな壇のような住宅形成になると思っております。そういう際に視線もそうですし、施工性、費用の関係もございますので、そのあたりのバランスをとった検討を進めているというところでございます。

【奥会長】 分かりました。中西副会長、よろしいですか、現時点では。

【中西副会長】 はい、何といいますか、景観的な調和はもちろん配慮いただきたいのですが、それ以前に安全性というか、あるいは工事のときの、ある種の安全性確保とか不安全感への対応みたいなものも必要かということで、安全面寄りのことを指摘したつもりですので、御検討いただければということです。

【奥会長】 では、そこもしっかりと御配慮いただけるように御検討ください。お願ひいたします。

では、大島委員お願ひいたします。

【大島委員】 はい、ありがとうございます。私も現地を見させていただいたのですが、その現地の（メンテナンスエリアの）中で危険物の貯蔵庫の跡等があつたのですが、計画区域内でそういった懸念のあるような場所で、土壤汚染の調査をやる予定があるのかないのか、その辺をお聞かせいただきたいと思うのですが。

【事業者】 こちらにつきましては、防衛省が既に（土壤汚染の）調査を実施しているところでございます。

【大島委員】 調査の結果というのは、お聞きになってらっしゃいますか。

【事業者】 その結果の一部が区域として、今公表されてございます。

【奥会長】 これが、先ほどの配慮書でいうと 2-114 ページですね。

【事業者】 そうです。

【大島委員】 私もこの土壤汚染についての（配慮書）2-113 ページと 2-114 ページを見たのですが、これのどこを見れば防衛省が調査して、調査結果、おそらく問題ないというのが分かるのか、見ても分からなかつたので御質問させていただいたのですが。

【事業者】 こちらにつきましては、防衛省が既に行つた調査結果のうち、この土地の（形質変更時要届出区域に）指定をされているところを記載したものでございますので、今、委員のお話しになつたように、これだけでは全ての情報が確認できるというわけではない、そういう内容になつて

おります。

【大島委員】 結論を急ぐようですが、問題があつたかなかつたかというのは、どちらなのでしょうか。

【事業者】 問題は（形質変更時要届出区域に指定をされている）他の部分についてはなかつたというふうに考えてございます。

【大島委員】 分かりました。

【事業者】 部分的には汚染があるということで（形質変更時要届出区域に）指定されてございますけれども、他のところに関しては、汚染はないというような結果になっているということが報告されてございます。

今、写してございます（配慮書 2-114 ページ 図 2.2-40 の）茶色く囲んでいるところは、形質変更時要届出区域ということで、まだ汚染物が残っている部分があるので、そこを改変するときには（土壤汚染対策）法に基づいて手続き、処理をしていくというようなところになるということです。

【大島委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいですか。

【大島委員】 はい、結構です。

【奥会長】 それ以外の部分はもう汚染はないということで、今後も調査の予定はないのでしょうか。

【事業者】 そうですね。正確に言うと、防衛省が調査をして、住宅の撤去工事をする際に土壤汚染の処理もしてなくなつた部分と、撤去しないで残つていてそのままになっている部分があります。（配慮書 2-114 ページ、図 2.2-40 で示された森林公園側の土地に）指-215 ということで何ヶ所か（茶色く囲われた所が）あると思うのですけれども、先ほど指摘のあつたメンテナンスエリアと言われる上の区域の部分と、あと下の方の、それより少し南の方の消防署がある部分とかに一部残つてているというところでございます。

【奥会長】 大島委員、よろしいですか。

【大島委員】 はい、結構です。

【奥会長】 ありがとうございます。では、藤井委員お願ひいたします。

【藤井委員】 はい、よろしくお願ひします。質問というよりはお願ひなのですけれども、この場所が高台にあるということと、根岸森林公園に隣接しているエリアということで、結構鳥類にとって移動途中の中継地的なものとしても重要な位置づけになつてゐると思います。それに対して計画の中でかなり多様性であるとか、緑地を確保するということで、かなり盛り込んでいただいているのですけれども、全体のボリュームが分からぬということが、一つ懸念材料としてあります。根岸森林公園のその周辺部を緑化するという部分で緑地は確保されるので、西側のエリアについては、それほど重点を置かないということにならぬようにしてほしいということが 1 点です。

次に、ここが住宅地であったから住宅地としてまた利用されるということは分かるのですけれども、米国が利用していたときの住宅地というのは、建物と建物の間隔がかなり広くて、緑地面積もかなり確保されていたと思います。それを同じように日本の感覚でここに住宅地を建設すると緑地面積というのは当然減つてくると思ひますので、その辺もぜ

ひ、米軍から返還されたことで緑地が減るというようなイメージができるだけないように、検討していただきたいと思いました。よろしくお願ひします。

【奥会長】 ありがとうございます。今、2点御指摘ありましたけれども、いかがでしょうか。

【事業者】 緑地関係につきましては、今まさに本当に検討しているところでございますので、その計画の中で今の御意見を反映させていただければというふうに考えております。

【奥会長】 はい。

【藤井委員】 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

【奥会長】 酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】 はい、よろしくお願ひします。今の藤井委員（の御意見）と関連しているのですけれども、（計画区域は）この横浜市の中心部、都市部にあって、貴重な緑地が残っているところだと思います。配慮書ですと、例えば2-17ページに現存植生図が載っていて、これだけを見ると、これが端的なですが、このエリアのすぐ外側を囲うようにオニシバリーコナラ群集の樹林が細長く帯状に、段丘のへりのところに、多分急傾斜地だと思うのですが、斜面林のオニシバリーコナラ群集があり、航空写真とかで見てもこれはかなり目立つのですね。この辺りは、麓のところに社寺、神社とかお寺とかが並んでおり、文化的にも意味を持っています。そういう後背の森林になっているところは、文化的な価値があります。

また、この地図（配慮書2-17ページ 図2.2-11）は、非常に狭いエリア、多分3km四方ぐらいで分かりやすいのですけれども、もう少し引いてより広域的に見ると緑地としての価値というものが分かります。新しい技術指針で、エコロジカルネットワークの機能、緑地が持つ機能というものが強調されることになりましたけれども、そういう視点からもう少し引いたところから検討いただいて、この斜面林というのは事業計画地のすぐ外側にあって、少し被っているのかもしれません、それ自体にはあまり影響しないのかもしれないのですけれども、大切なのは機能を評価して、そこに影響を及ぼさないというような配慮が求められるのではないかと思いました。

右側の大きな塊の根岸森林公园の方というのは、それ自体が事業計画区域内にあって、今言ったような意味での機能というのもあると思いますので、そういうような観点というのを今後、御検討いただければと思いました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、今の御指摘に対して何かございますか。

【事業者】 今後の検討を活かしたいと思います。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしくお願いいいたします。横田委員、どうぞ。

【横田委員】 風致地区的指定状況が地図になっておりまして、（風致地区的種別は）第3種ということで、（配慮書2-51ページの）図の2.22-19に記載があります。風致地区的要件として、（風致地区的）手引を拝見すると高さが10m、それから建ぺい率に関しても指定があって40%で、壁面後退が道路から2mとなっているのですけれども、こういった高さ要件とか建ぺい率を考えますと、この用途を全て満たすとかなり段丘上の法面や平坦

地に住宅なり施設が平たく貼り付くようなイメージです。そうすると、せっかく法面があってもその法面が景観上は裏になってしまって、緑地の連続性というか、景観的な連続性ですとか、緑地環境の連続性が少し確保しにくく感じられます。(配慮書 3-4 ページも) 配慮事項の(12)で建物の連続性と後背地との調和ということですけれども、(12)の垂直的な景観の連続性であるとか、あるいは(配慮事項の)(6)の生き物環境としても、垂直的な連続環境をいかに確保できるかということが、周辺の緑地との連続性も含めて重要になってくると思いましたので、そういう点をきちんと踏まえていただきたいと思いました。

また、やはり宅盤の高さに対して、(住宅なり施設が) 横に広がりすぎてしまうのではないかというところが少し懸念されるので、その辺りの御認識について今の時点でお分かりでしたらお願ひしたいと思います。

【奥会長】 はい、いかがでしょう。

【事業者】 配慮書に参考として巻末添付でつけております、先ほども説明の中で出てまいりましたけれども、根岸住宅地区跡地利用基本計画、こちらの42 ページを御覧になっていただきたいと思います。

この中の「2 まちづくりのルール」の1段落目でございます。我々はこれが全ての基本のものとして捉えてございまして、1行目、句読点の後ろ、1行目の最後の2文字目から読み上げますと、「土地利用計画の実現に向け、風致地区や用途地域、高度地区、準防火地域などの地域地区について適正な見直しを行います。」というふうに記載させていただいております。ですので、今、委員に現状の風致地区とか、そういうもののルールの中でのお話をさせていただきましたけれども、現状我々はこの見直しを前提に、少し検討を進めているところでございますので、平たい住宅地が広がるということについての見解をというお話をございますけれども、こちらについては対応することができない、そういう検討を今していなかったといったところでございます。以上でございます。

【奥会長】 横田委員、どうぞ。

【横田委員】 風致地区の見直しについて存じ上げずに申し訳ありませんでした。そういう手続きが(配慮書に記載の)アセスの過程で見えてこなかつたので、どの程度見直されるのかであるとか、どのように見直されるのかというところの検討の前提条件が分からないと、ここにどれだけの規模の開発が生じるのかというイメージがどうしても湧かなくて、そういう御質問をさせていただいた次第です。

そういう背景となる前提条件は、本来、アセスであれば、環境影響がきちんと考慮できる形で、議論することは重要かと思いますので、現時点で見直しというものがどのような前提でなされているのかとともに含めて、この配慮事項を検討されるべきなのではないかと思います。特に配置ですか、周辺との連続性に関しては、そういうことが非常に重視されるべきではないかと私は思います。

【奥会長】 はい、重要な御指摘だと思います。計画の熟度がまだあまりにも深まっていない中での配慮書段階に入っているということだったので、なかなか前提条件が定まっていないというところで、正確な、適切なアセスが可能なのかというところですが、その計画の熟度という点ではいかが

でしょう、どういう見通しなのか、地域地区を適正に見直すといつても、どの段階でその見直しがより具体化してくるのかというところはいかがでしょうか。

【事業者】 すみません。その見直しの具体化については、明確に今の時点で時期は申し上げられる状況ではないというところです。ですので、見直しはすることを考えておりますが、現時点では今の風致地区ですとか、その中でアセスの審査をしていくということなのかなと認識しております。いただいた御指摘に関しまして、今後具体的に土地利用等を検討する中で考えていきたいというふうに思っております。以上です。

【奥会長】 それでは、田中修三委員お願いいいたします。

【田中修三委員】 先ほど（大島委員から）質問があった件と関係があるのですが、土壤汚染の形質変更時要届出区域というのがございました。ここは日米で共同使用している地区のようですが、先ほどの説明では、防衛省が残っている建物を撤去するときに、土壤汚染についても何らかの対策と言いますか、取るというように聞こえたのですが、これは返還前であってもできるということでしょうか。この今回の事業計画とは関係なく、この土壤汚染の撤去について、汚染土壤の撤去については、防衛省の方で、別なルートで汚染の浄化をしていくということでしょうか。

【奥会長】 はい、お願いいいたします。

【事業者】 はい、すみません。少し伝え方が分かりにくく申し訳ないです。

まず、既に土壤汚染が対策されたところに関しては、それは防衛省の方で住宅とかそういう建物を撤去する工事をする上で、土地が改変されるという中で、手続きに基づいて土壤汚染対策もしたというような状況でございます。

一方で、今建物が残っているところに関して、（配慮書 2-114 ページ 図 2.2-40 の）特に一番上のところですかね、そういったところに関しては、誰がいつやるかということに関しては今後いろいろと検討した中で、また国とも調整した中で整理をしていくことになります。それが防衛省なのか、若しくは防衛省から財産として引き渡しを受けた財務省なのか、若しくは土地区画整理事業の中でやるのかというのまだ分からぬという状況です。

ただし、土壤汚染対策法に基づいて区域も指定されている中で、その土地をその改変をしようとする者がきちんと何らかの対策をしていくという流れになるというふうに理解していただければと思います。以上です。

【奥会長】 はい、田中修三委員。

【田中修三委員】 その辺のところは、時期的なものはどうなのでしょうか。これから方法書あるいは準備書というふうに計画が進んでいくわけですが、その段階では大体明らかになりそうですか。

【事業者】 誰がどこまでやるかというところに関しては、土地区画整理事業として実施の計画が固まってきてからということになるかと思うので、そこは誰がやるかというところまで整理できるかどうかというのは、今の段階では明言できないのですけれども、いずれにしろ、必ず誰かがやるということは確実かというふうに思っております。以上です。

【田中修三委員】 はい、分かりました。結構です。

【奥会長】 はい、よろしいですか。他はいかがですか。オンラインでは手を挙げてらっしゃる方はいらっしゃらないでしょうか。会場の片谷委員はよろしいですか。何かございましたら。

【片谷委員】 特にありませんが、先ほどの（風致地区等の）適正な見直しという話に関しては、やはり、いつ見直しが行われるのかはできるだけ早く明確にしていただきたいというのを申し上げておきたいと思います。その1点だけです。

【奥会長】 ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。他にないようでの、事業者の方との質疑応答は、本日はここまでとさせていただきます。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。それでは御退出をお願いいたします。

（事業者退出）

才 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。

配慮書の段階では、諮詢、答申という形ではなく、審査会の意見を聞くことになりますので、審査会の意見を聞いた上で配慮市長意見書を事務局の方で作成することになります。追加の御質問や御意見があれば更にいただきたいと思いますが、何かございますか。

よろしいでしょうか。追加ではないようでの、本日出されました意見等を踏まえて、事務局の方では、配慮市長意見の方をまとめていただくということをお願いしたいと思います。事務局に確認しますけれども、事業者の方に補足説明を求める事項は本日の審議を踏まえて、ありますでしょうか。

【事務局】 事務局でございます。（事業者に）補足説明を求める事項はないと考えておりますが、先ほど横田委員から御指摘のありました風致地区等の見直しの件でございます。事業者からは、現時点ではまとまっていないと、今後検討していくというような御発言がありました。今回、配慮事項に関する配慮市長意見をまとめるにあたりまして、今後のアセス手続き上のどの時点でまとめるべきかどうかということに関して、今一度御意見をいただけると幸いです。よろしくお願ひいたします。

【奥会長】 アセスの今後の手続きの中で、どの時点までに地区計画の見直しをしつかりまとめる、事業者として明確にすべきか、ということについての御意見ということでしょうか。

【事務局】 配慮書についてはもう既に出ておりますので、方法書以降ということになるかと思います。先ほど事業者の方からは、現状の状況を踏まえてアセスの手続きはしていきたいという発言があったところで、おそらく方法書の段階ではそのような前提で（検討が）行われるのかと思っております。

事業者としましては、現況の状況を踏まえた配慮事項を踏まえて、これから具体的な検討をしていくという趣旨で御発言をされたかと思います。（事務局としては、事業者が）その内容を踏まえて、方法書以降というような形で可能な限り（具体的な）検討内容については示していくということが必要と感じたところではございますが、その辺り御意見いた

	だけると助かります。よろしくお願ひします。
【奥会長】	御意見ございましたらお願ひいたします。どうでしょうか。できるだけ早期に、明確にしてほしいということだと思います。
	それ以上に何かありましたら、横田委員どうぞ。
【横田委員】	質問した身として意見させていただきます。
	方法書の段階では是非。これは風致地区の解除になると思うのですけれども、それを踏まえた状態での容積緩和ですので、緩和されてどの程度まで開発が妥当なのかというような、調査のあり方を検討する上では、やはり方法書の前提条件として必要なのはというのが私の意見です。
【奥会長】	ただいまの御意見と異なる御意見をお持ちの委員の方はいらっしゃいますか。おそらくいらっしゃらないと思いますが、アセスをやる立場からしてみると、もう方法書段階で明確に示してくださいというのが求めるべきところであるかと思います。
	よろしいでしょうか、今の横田委員の御意見の通りで。うなづいてらっしゃるかと思います。事務局ではそのようにお願いします。
【事務局】	ありがとうございます。それを前提にまとめさせていただきます。
【奥会長】	よろしくお願ひいたします。
	他はよろしいですか、事務局から確認すべき点などございますか。
【事務局】	特にございません。
【奥会長】	はい、分かりました。では、委員の皆様からも追加の御意見等ございませんか。大丈夫ですね。
	それでは、本件に関する審議は以上とさせていただきます。事務局におかれでは、本日の審議を踏まえまして、次回以降の審査会で、配慮市長意見書の案を提示していただくようにお願いいたします。
【事務局】	承知しました。
【奥会長】	本日の審議内容については後日、会議録案で御確認をいただくということでお願いいたします。
	以上をもちまして本日予定されておりました議事は終了いたしましたので事務局にお返しいたします。
【事務局】	本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。
	また YouTube によるオンライン配信も終了いたします。
	(傍聴者退出)
資料	<ul style="list-style-type: none">・(仮称) 新根岸地区土地区画整理事業（米軍返還前）に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について（依頼） 事務局資料・(仮称) 新根岸地区土地区画整理事業（米軍返還前） 計画段階配慮書に係る手続について 事務局資料・(仮称) 新根岸地区土地区画整理事業（米軍返還前） 計画段階配慮書の概要 事業者資料